

必須機能要件一覧

1	システム利用にあたっては申請者側がインターネット環境、局職員側がLGWAN環境にて作業できること。
2	給水装置工事、排水設備工事、自費施工工事、事前協議に関する一連の申請がシステム内でできること。
3	システム利用に先立ち、特定のプログラムインストールを必要とせず、原則として365日、24時間利用できること。
4	簡単な事前学習で直感的に操作できること。
5	24インチモニター(解像度1920*1080 拡大率150%)で十分に業務が行え、紙出力を必要としないこと。
6	入力されたデータは電子データとして利用でき、再入力等の作業手間を要しないこと。
7	蓄積されたデータは高度なセキュリティで保護されること。
8	利用者が指定工事店であった場合は1事業者で複数のID登録ができること。
9	自費施工工事、事前協議は固定IDを持たないゲストユーザーでシステムが利用ができること。
10	ログインIDごとにシステム利用権限を指定できること。
11	局内の事務処理として各種決裁がシステム内ででき、申請ごとに決裁ルートや決裁権者を指定できること。
12	蓄積された工事情報を利用権限に応じて様々な条件で検索したり、所定の書式で出力したりできること。
13	局内の他システムへの引継ぎに必要な図面等のデータをPNG形式、その他のデータをCSV形式で出力ができること。
14	申請情報を入力したり、必要な図書類をPDF形式で添付したりして申請できること。
15	申請の作業進捗がシステム内で容易に確認できること。
16	申請や検査の不備などの情報を添付された図書類に朱書きやコメントで指摘・訂正して内容が通知でき、システム内で即座に確認できること。
17	項番16番での指摘・訂正を踏まえ修正された図書類を再度提出できること。
18	工事内容に変更が生じた場合、同一工事番号内で設計変更申請ができること。
19	水道利用加入金、審査検査手数料、立会手数料等を課金情報を管理できること。
20	事務処理の完了とともに審査済証、検査済証、自費施行承認書、納付書等が発行でき、電子送付できること。
21	システム内で工事立会や検査等の予約が1ヵ月先程度までできること。
22	検査写真、引継ぎ書、竣工図面等の図書類の提出がPDFその他汎用性の高いデジタル形式でできること。
23	LGWAN環境のタブレット等を用いてペーパーレスで検査ができ、検査情報を現地で入力できること。
24	図面作成等を別の指定工事店に協力依頼した場合は、システム利用権限を付与できる仕組みを持つこと。
25	各種事務連絡が通知でき、システム内で即座に確認できること。